

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

地券請出調訟證據物

原告之部

經濟學部
研究室

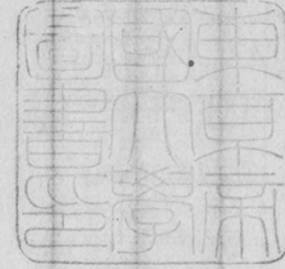
5

1226

東大

5

12



38511

地並帖之寫

總田畑舍七拾三町八反壹畝二拾六步

但惣田畑數舍二千七百拾四ヶ町

高舍七百八拾四石二斗四升六合七付

存三石六斗六升八合 池床御年貢引

一九拾九石九斗三升四合 永 荒

一拾七石六斗五升 山 役

惣高舍九百二石三斗三升

墨付然数都合百九拾五枚

上卷九拾二枚
下卷百三枚
二冊

右津田村高附地並帖元禄五申年相改寫差出候之
處其節役印無之二付及吟味之屬古来之通相違無之
間與書令下知者也

寶曆三癸酉年

八月

石川四郎左衛門印
畠田十郎左衛門印

鈴木代右衛門印
森幸右衛門印
堀野治左衛門印

右之通ニ御坐候也

大坂府下第一區十宗區

備後町二丁目三番地寄留

京都府平民

朱書

原告代言人 大藤高敏 印

明治九年二月十四日

証拠物撮要

第一号

一三ノ宮

津田村ニアリ祭神住吉大明神例祭六月晦日当
村藤坂村杉村尊延寺村穂谷村等ノ生土神トス
津田ハ宮本ト称ス又杉村ニ古杉アリ神祠ノ蹟也
トテ毎年九月九日ニ宮坐ヨリ神供ヲ備

朱書

フ

右河内名所番附拔萃

并二号

一 札

一当村薬師堂再兵仕度ニ付津田山ノ内ニテ勸
進上棟致無行候依之如何様ナルハテ敷
来仕候共其村ハ其モ御難儀掛ケ申間敷候万
一其村及難儀諸事入用等此方ヨリ支配可仕
候為後日証文仍而加件

享保四年

長尾村庄屋

庚六月二日

治左衛門印

口村年寄

三左衛門印

口断

佐兵衛印

津田村庄屋中

朱書

第三号

天保十四卯年九月

下書

村明細書上帖

河内文野郡

津田村

右枚書

一古換高八百八十四石六斗八升

右者小堀遠江守棟御換地ト申傳候ハ共年

曆相知レ不申水帖ノ儀魚御坐名前帖ヲ以

御年貢上納仕手リ候

一古換高拾七石六斗五升

山役

一山高十七石六斗五升

東西平均凡二十三町
南北平均凡五十一町

右ハ杉村尊延寺村穂谷村藤坂村長尾村五ヶ村

山存不殘当村領ニ御坐候

但シ右村ヨリ子丑寅卯辰ノ方ニ当リ申

候

右村方ヨリ卯辰ノ方当村山内

一三ノ宮

住吉大明神

若宮八幡宮

年入天

水神

薬師堂

右口断立會ニ御座候

津田村ニ島山長門守領分有之候故曰村立會ト有之候事

一当村領字津田川

杉村境ヨリ田口村境迄御長廿千三百七十六間北堤字觀音前長廿六間巾平均八間

右ニ用水引取且詰水ノ第一要水截落シ申候川上津田

山中ヨリ川下田口村へ落入丈ヨリ淀川へ落ナシ

申候

一米三石七斗

野村

右ニ当村山内字焼ヶ谷ト唱候堀込下中ノ分

田村へ為所取候ニ付右之通田村ヨリ相対年ノ

当村へ諸取来リ候

一米一石一斗三升一合 長尾村

右ハ当村山内不残当村領ニ付爲山年貢年々当村ハ諸取束候

一米二斗六升八合ニ夕 杉村

前日斷ニ付当村ハ諸取束候

一米七斗六升 藤坂村

右日斷ニ付当村ハ諸取束候

一米九斗一升八合 尊延寺村

右日斷ニ付当村ハ諸取束候

一米一石一斗三升二合三勺 穂谷村

右日斷ニ付当村ハ諸取束候

右之通此度村役人共立會吟味仕上書申願相違無御座候以上

天保五卯年九月 右村年寄

久兵衛

日 小左衛門

日 宗助

庄屋 儀兵衛

朱書

日断
前川近三郎

長尾村

御役所

第四号

明治二巳年三月

明細帖

河州支野郡

津田村

一高拾七石六斗五升 山役

此及別不知

日断
日郡

尊延寺村穗谷村藤坂村杉村津田村 石五ヶ

村立會

山羊夏地

一三宮 住吉明神境内
東西百二間
南北百二十間
壹ヶ所

本社持殿

赤社若宮八幡宮

龍王社石鳥居

右に住吉明神若宮八幡宮勧請年曆相知し不申に神
主神子等無御座候

一山林東西二十五丁南北五十丁北に山城境東に大和境
へ限有之候に右に丹波郡穂谷村尊延
寺村藤坂村杉村右四ヶ村立入候山に候に
津田村領に御座候に付御年貢ノ儀ハ年々当

村へ納来り候

但丹波郡野村長尾村右二ヶ村儀ハ下中
料米年々当村へ納来り候に付下中爲取
申候以下畧ス

右に当村方明細書面之通御座候以上

明治己年三月

河内大野郡

津田村百姓惣代

連名畧ス

朱書

河收縣

御役所

并五号

天保十五年申正月

辰年三株勘定帳

山年貢

一畝石七斗

野村ヨリ入

右之通立會勘定無相違候ニ付 鈐ニ爲心得連印
仍而如件

庄屋

年寄

組頭

連名印形有之

朱書

第六号

明治六年酉年分甲戌二月二日

山祖税并三宮勘定帖

壹石六斗六升

搦ノノ外村ノ小ノニ

津田村

一二石九斗六升四合六勺

山役

一壹石三升五合

米宿
勘役

ノ三石九斗八升九合六勺

代拾八兩三十六匁八厘五毛

ハ五十六匁

勘定
持廻リ

一圓九十二匁八厘

枯不代引

ノ貳圓四拾七匁八厘

ノ七圓六十四匁二厘五毛

斗
一石六斗六升代

ノ

差引八圓二拾四匁七厘五毛

朱書

光七号

寛

一萬九百五拾石九斗三升九合

津田村

右ノ办拾七石六斗五升山役

右ノ通相違無御座候就夫杉村尊延寺村穂谷村藤坂村
長尾村右五ヶ村ト元山外不預津田村領則御高奉申上
候通相違無御座候付乍忘書附奉差上候以上

文政四年

年寄三人

己九月十日

庄屋二人

土砂方

淀御奉行

右ノ通相違無御座候以上

明治九年二月十四日

大坂府下才一大區十六小區

備後町二丁目上番地番留

京都府平氏

大藤高敏印

堺縣參事兼七等判事

吉田豐文殿

三月十三日野村ヨリ差出ス

証批物之寫

河内国文野郡野村

古証券之寫

中川伴太郎

中川彦平

作恐

永井大和守殿知行所

河内文野郡野村

年寄

本次郎

一久見忠在衙門様御知行所日辨日郡津田村持
奥山ノ儀者屯ケ年ニ米三石七斗宛毎年山年貢
相致往古ヨリ私共村方下町ニ罷越候場所取ニ
御坐候然ル處当三月村办之者共心得違ニテ松
木切候儀穂谷村ヨリ御届ケ奉申上候ニ付御召上
之上御吟味ニ相成奉忍入候前書奉申上候通
最山年貢之儀ハ津田村ハ相办候儀ニ付津田

村山ト而已相心得罷在候處此度御吟味之上
地面ハ津田村持ニ候得共木苗支配ハ穂谷村
ヨリ仕候段始テ兼リ是迄相心得罷居候儀
トハ相違仕奉驚入候右之手筈御尋ニ付乍忍書
付ヲ以此段奉申上候以上

享和三年庚戌六月十五日

本次郎印

御奉行所

野村

一 三石七斗 山年貢津田村上納

一 石目虫食_{三斗}不知 牧方藏鋪植上藏鋪

一 二斗 御物灰札代外取迄

米ノ四石一斗五升

一 銀指三匁九分 田役銀

一 四匁_{三匁}八分 又カワヲ

一 五匁六分 山年貢酒代

一 五匁壹分 担割方

一 五匁九分 用水入用

一 八匁三分 宗旨御改入用

一 拾五匁 御見分入用

一 六匁六分 庄屋年寄飯代

一 三匁六分 泥ヨリ鳥羽迄上荷舟賃

一 七匁八分 津田川用水極舟賃諸色入用

銀ノ二百拾四匁

二口合二百四拾壹匁八分

米ノ四石壹斗五升

右之通高家ニ割着仕候廐相違無御座候以上

元禄三年午十二月

庄屋

六兵衛

年寄

参左衛門

組頭

九右衛門

甚左衛門

利右衛門

源四郎

杉浦儀右衛門掾

池田平左衛門掾

右古証文之寫奉差上候

明治九年

河内国交野郡野村

为三月十三日

中川伊太郎印

中川彦平印

堺縣卷事兼七等判事

吉田豐文殿



経済
26